

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省令〕

- 国立大学法人法施行規則の一部を改正する省令（文部科学七）
- 作物統計調査規則の一部を改正する省令（農林水産一五）

〔告示〕

- 健康増進法第二十六条の九の規定により、登録試験機関について、許可試験の業務の廃止を許可する件（消費者庁三）
- 外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法第十六条第一項の規定に基づき特定外国法を指定した件（法務一三八）
- 日本国に帰化を許可する件（同一三九）
- 株式会社日本政策金融公庫法附則第三十五条の規定に基づき、同条の主務大臣の定める利率を定める等の件の一部を改正する件（財務・農林水産五）
- 農業信用保証保険法第五十九条第一項の規定に基づき、同項の主務大臣の定める利率を定める件の一部を改正する件（同六）

- 中小漁業融資保証法第六十九条第一項の主務大臣が定める利率を定める件の一部を改正する件（同七）
- 介護保険の医療保険者の納付金の算定等に関する省令の規定に基づき平成二十九年年度の医療保険者の納付金の算定に関して厚生労働大臣が定める率及び額を定める件（厚生労働七五）
- 農業災害補償法施行規則により診療その他の行為によつて組合員が負担すべき費用の内容に応じて農林水産大臣が定める点数等を定める件の一部を改正する件（農林水産三九八）
- 農業近代化資金融通法第二条第三項第四号の規定に基づき、同号の農林水産大臣が定める利率を定める件の一部を改正する件（同三九九）
- 農業経営基盤強化促進法附則第十一項の規定に基づき農林水産大臣が定める利率を定める件の一部を改正する件（同四〇〇）
- 個人情報保護法に関する法律第三十七条第一項の規定に基づき、認定個人情報保護団体として認定した件（経済産業四〇）
- 火薬類取締法の適用を受けない火工品を指定する告示の一部を改正する告示（同四一）
- 原子力発電施設等周辺地域大規模工業基地企業立地促進事業費補助金交付要綱の一部を改正する告示を定める件（同四二）
- 中小企業支援法第十一条第一項の規定に基づき中小企業診断士を登録した件（同四三）
- 中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則第十三条第三項の規定に基づき氏名に係る登録簿の変更をした件（同四四）

- 中小企業支援法第十一条第一項の規定に基づき中小企業診断士を再登録した件（同四五）
- 中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則第十五条第一項第三号の規定に基づき登録の消除をした件（同四六）
- 中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則第十五条第一項第二号の規定に基づき登録の消除をした件（同四七）
- 一般送配電事業託送供給等約款料金算定規則第二十七条第三号口の経済産業大臣が告示する額を定める件（同四八）
- 高速自動車国道に関する件（国土交通一九七）
- 砂防法第二条の土地を指定するとともに、直轄砂防工事を施行する件（同一九八）
- 砂防法第二条の土地を指定する件（同一九九）
- 直轄砂防工事を施行する件（同二〇〇）
- 耐火構造の構造方法を定める件の一部を改正する件（同二〇一）
- 主要構造部を木造とすることができなくなる大規模の建築物の主要構造部の構造方法を定める件の一部を改正する件（同二〇二）
- 準耐火構造の構造方法を定める件の一部を改正する件（同二〇三）
- 建築士事務所の開設者がその業務に関して請求することのできる報酬の基準及び建築士事務所の開設者が耐震診断及び耐震改修に係る業務に関して請求することのできる報酬の基準の一部を改正する件（同二〇四）
- 海上保安庁の船舶の番号及び標識の一部を改正する告示（海上保安庁一二）

- 国会事項
- 人事異動
- 内閣府 法務省
- 〔叙位・叙勲〕
- 〔皇室事項〕
- 〔官庁報告〕
- 国家試験
- 労働安全コンサルタント試験及び労働衛生コンサルタント試験の合格者（厚生労働省）
- 〔公 告〕
- 諸事項
- 官庁
- 財団、有権者申出方、犯罪被害財産支給手続開始決定、製造たばこ小売定価関係
- 裁判所
- 相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係
- 特殊法人等
- 厚生年金基金変更関係
- 会社その他

- 〔公 告〕
- 諸事項
- 官庁
- 財団、有権者申出方、犯罪被害財産支給手続開始決定、製造たばこ小売定価関係
- 裁判所
- 相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係
- 特殊法人等
- 厚生年金基金変更関係
- 会社その他

第五中「定めるもの」の下に「第一号に定める構造方法にあつては、防火被覆の取合い等の部分を、当該取合い等の部分の裏面に当て木を設ける等当該建築物の内部への炎の侵入を有効に防止することができ構造とするものに限る。」を加え、同第一号中「を設け、かつ、防火被覆の取合い等の部分を、当該取合い等の部分の裏面に当て木を設ける等当該建築物の内部への炎の侵入を有効に防止することができ」を「が設けられた」に改め、同号八中「(2)又は(3)」を「(2)から(4)まで又は(6)のいずれか」に改める。

附則

この告示は、公布の日から施行する。
○国土交通省告示第二二〇三号
建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第二条第七号の二の規定に基づき、準耐火構造の構造方法を定める件(平成二十二年建設省告示第三百五十八号)の一部を次のように改正する。
平成二十九年三月二十一日
国土交通大臣 石井 啓一

第一第一号二、同第二号二、同第三号ホ、同第四号二及び同第五号ハ中「平成二十七年国土交通省告示第二二五十三号」を「一時間準耐火構造告示」に改める。
第二第三号ロ中「第四第二号ロ」を「第四第三号ロ」に改める。
第三中「定めるもの」の下に「第三号に定める構造方法にあつては、防火被覆の取合い等の部分を、当該取合い等の部分の裏面に当て木を設ける等当該建築物の内部への炎の侵入を有効に防止することができ構造とするものに限る。」を加え、同第三号イ(1)中「軽量気泡コンクリート」を「軽量気泡コンクリートパネル」に改め、同号ロ(3)を次のように改める。

(3) 厚さが十二ミリメートル以上の強化せつこうボード(その裏側に厚さが五十ミリメートル以上のロックウール(かさ比重が〇・〇二四以上のものに限る。以下同)又はグラスウール(かさ比重が〇・〇二四以上のものに限る。以下同)を設けたものに限る。)

第三第三号ハを削り、同第四号中「平成二十七年国土交通省告示第二二五十三号」を「一時間準耐火構造告示」に改める。

第五各号列記以外の部分中「定めるもの」の下に「第一号ハ及び二並びに第二号ハに定める構造方法にあつては、防火被覆の取合い等の部分を、当該取合い等の部分の裏面に当て木を設ける等当該建築物の内部への炎の侵入を有効に防止することができ構造とするものに限る。」を加え、同第一号ハ(2)中「の上に厚さが九ミリメートル以上のせつこうボードを」を「二枚以上に改め、同号ハ(2)を次のように改める。
(四) 厚さが十二ミリメートル以上のせつこうボード(その裏側に厚さが五十ミリメートル以上のロックウール又はグラスウールを設けたものに限る。)

第五第一号ハ(3)を削り、同号中二をホとし、ハの次に次のように加える。

二 屋内側の部分又は直下の天井に次の(1)から(3)までのいずれかに該当する防火被覆が設けられた構造とすること。
(1) 第三号ロ(2)又は(3)に該当するもの
(2) せつこうボードを二枚以上張ったもので、その厚さの合計が二十一ミリメートル以上のもの
(3) 厚さが十二ミリメートル以上のせつこうボードの上に厚さが九ミリメートル以上のロックウール吸音板を張ったもの

第五第二号ハ中「設けられ、かつ、防火被覆の取合い等の部分を、当該取合い等の部分の裏面に当て木が設けられている等当該建築物の内部への炎の侵入を有効に防止することができ」を「設けられた」に改める。

附則

この告示は、公布の日から施行する。
○国土交通省告示第二四〇四号
建築士法(昭和二十五年法律第二百二二号)第二十五条の規定に基づき、建築士事務所開設者がその業務に関して請求することのできる報酬の基準及び建築士事務所開設者が耐震診断及び耐震改修に係る業務に関して請求することのできる報酬の基準の一部を次のように改正する。
平成二十九年三月二十一日
国土交通大臣 石井 啓一

(建築士事務所の開設者がその業務に関して請求することのできる報酬の基準の一部改正)
第一条 建築士事務所の開設者がその業務に関して請求することのできる報酬の基準(平成二十一年国土交通省告示第十五号)の一部を次のように改正する。

別添四の1. 第二号を次のように改める。
II 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る業務、同法第19条第1項に規定する建築物の建築に関する届出に係る業務及び同法第29条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画の認定に係る業務
別添四の1. 中第七号を第八号とし、第三号から第六号までを一号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の一号を加える。
III 都市の低炭素化の促進に関する法律第53条第1項に規定する低炭素建築物新築等計画の認定に係る業務
(建築士事務所開設者が耐震診断及び耐震改修に係る業務に関して請求することのできる報酬の基準の一部改正)

第二条 建築士事務所開設者が耐震診断及び耐震改修に係る業務に関して請求することのできる報酬の基準(平成二十七年国土交通省告示第六百七十号)の一部を次のように改正する。
○海上保安庁告示第十二号
海上保安庁法施行令(昭和二十三年政令第九十六号)第二条の規定に基づき、海上保安庁の船舶の番号及び標識の一部を改正する告示
平成二十九年三月二十一日
海上保安庁長官 中島 敏

別表巡視艇の項中「PC 38 みねぐも」を「PCPC 38 たまなみ」に改める。
別表特殊警備救難艇の項中「GS 02 いなすま」を「SSGS 02 ぼらりす」に改め、「SS 35 ぼらりす」を削る。
第三条 海上保安庁の船舶の番号及び標識の一部を次のように改正する。
別表特殊警備救難艇の項中「SS 32 ぼらりす」を「SSS 32 ぼらりす」に改め、「SS 38 れいら」を削る。

別添三の2. 第八号を次のように改める。
八 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る業務、同法第19条第1項に規定する建築物の建築に関する届出に係る業務及び同法第29条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画の認定に係る業務
別添三の2. 第九号中「作成」を「認定」に改める。
別添三の3. 中「委託者と工事施工者の工事請負契約の締結に関する協力に係る業務」を「次に掲げるもの」に改め、同3. に次の三号を加える。
一 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る業務及び同法第29条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画の認定に係る業務
II 都市の低炭素化の促進に関する法律第53条第1項に規定する低炭素建築物新築等計画の認定に係る業務
III 委託者と工事施工者の工事請負契約の締結に関する協力に係る業務

この告示は、平成二十九年四月一日から施行する。
附則

海上保安庁長官 中島 敏

別表巡視艇の項中「PC 38 みねぐも」を「PCPC 38 たまなみ」に改める。
別表特殊警備救難艇の項中「GS 02 いなすま」を「SSGS 02 ぼらりす」に改め、「SS 35 ぼらりす」を削る。
第三条 海上保安庁の船舶の番号及び標識の一部を次のように改正する。
別表特殊警備救難艇の項中「SS 32 ぼらりす」を「SSS 32 ぼらりす」に改め、「SS 38 れいら」を削る。